

2019.6

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

「お試し」 購入は契約内容をよく確認しましょう

【相談事例】

スマートフォンで筋肉増強のサプリメントが約500円で購入できるという広告を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって再び同じ商品が届き、6000円以上の請求書が入っていた。電話したら、4回の定期購入が条件だと言われた。画面の下にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は気付かなかつた。

【アドバイス】

ウェブサイトなどの広告を見て、通常より大幅に安い価格にひかれ、「1回だけ」のつもりで健康食品などを購入したところ、実際は複数回の定期購入が条件だったという相談が寄せられています。

インターネット通販を利用する場合は、画面の契約条件などをしっかりと読みましょう。特にスマートフォ



ンは画面が小さいので注意が必要です。商品を注文する前に、最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品が出来るかなど契約内容をしっかりと確認することが大切です。

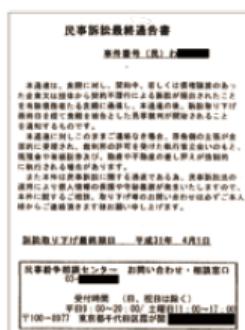
また中止の電話をかけると、混雑で繋がりにくい場合もありますので困ったときは、早めに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76-1004）まで。

2019.7

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

架空請求は「無視」で撃退しましょう



【事例 1】

左のような「民事訴訟最終通告書」というはがきが送られてきた。訴訟を起こされていると書いてあるが、身に覚えがない。

【事例 2】

「コンテンツ利用料金に未払いがあり、本日中に連絡しなければ法的手続きをとる」というショートメッセージサービス（携帯電話番号宛に届くメッセージ）が届いた。

【アドバイス】

この事例は2つとも「架空請求」と呼ばれる詐欺の一種です。記載してある電話番号に慌てて連絡すると、さらに個人情報を聞き取られてしまうだけでなく、「訴

訟の取り下げにはお金が必要です」や「後で返金されるのでとりあえず支払ってください」などとそれをつかれ、お金をだまし取られてしまいます。

一旦支払ってしまうと、お金を取り戻すのは非常に困難です。このようなはがきやメッセージが届いても、絶対に連絡してはいけません。架空請求は「無視」で撃退しましょう。心配なときは、柳川・みやま消費生活センターまで連絡してください。

相談、問い合わせも、同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30 ☎ 76-1004）へ。



(消費者庁イラスト集より)